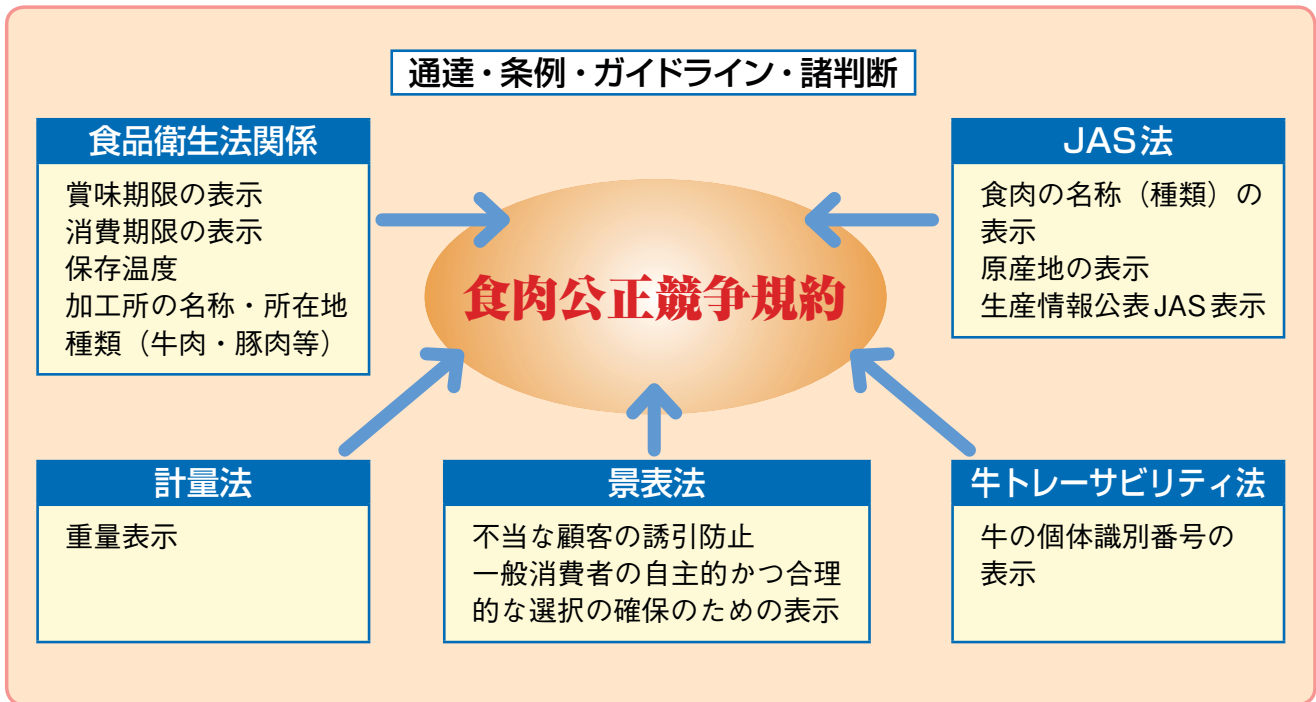


1 食肉の表示の基本と関係法規

食肉の表示は様々な法律など関係法規によって規定されています。



食肉の表示は、下記の食品衛生法、JAS法、牛トレーサビリティ法、景表法、計量法などによって規定されたものがあり、これをうけて、さらに細かく決められた施行規則や各省庁の通達や通知に従って行うことになる。

1. 食品衛生法
2. 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）
3. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）
4. 不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）
5. 不正競争防止法
6. 計量法

■ 「食肉公正競争規約」

- * 「食肉公正競争規約」は様々な法律等を織り込んで総合的にまとめたものです。
- * 「食肉公正競争規約」は全国食肉公正取引協議会が食肉業界の意見を集約し、消費者庁及び公正取引委員会に申請し、認定を受けたものです。
- * 食肉公正競争規約は主に「生肉」を対象としているが、本書では加工度の低い食肉やその他関連のある事柄についても解説しています。



- ◆ JAS法：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」▶ (P94)
- ◆ 牛トレーサビリティ法：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」▶ (P95)
- ◆ 景表法：「不当景品類及び不当表示防止法」▶ (P124)
- ◆ 食品衛生法▶ (P135)、計量法▶ (P149)については法律名を省略していない。
- ◆ 食肉公正競争規約：「食肉の表示に関する公正競争規約」▶ (P74)

■消費者庁

- *平成21年9月に発足、消費者基本法の理念にのっとり、消費者行政全般を担う。
- *消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行う。
- *食肉の表示に係る法律として景表法、JAS法、食品衛生法を所管する。

〈消費者庁を中心とした消費者行政のしくみ〉

